



警察庁

– National Police Agency –

# デジタル臨時行政調査会作業部会 御説明資料

令和4年3月15日  
警察庁交通局

# 1 安全運転管理者について

## 制度の趣旨

業務に使用する車両等の安全運転を確保するため、自動車の使用の本拠（事業所等）における自動車の安全運転管理の責任の所在を明らかにするもの。

## 安全運転管理者の選任義務

〔道路交通法第74条の3第1項〕

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠毎に、自動車の安全運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者を選任しなければならない。

### 選任を必要とする自動車の台数

〔道路交通法施行規則第9条の8・11〕

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪又は普通自動二輪は、それぞれ1台を0.5台として計算

※ 20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増す毎に1人の副安全運転管理者を選任する必要

### 安全運転管理者の要件

〔道路交通法施行規則第9条の9〕

- 20歳以上（副安全運転管理者を置く場合は30歳以上）
- 自動車の運転の管理に関し、2年以上の実務経験を有し、以下のいずれにも該当しない者等
  - ・ 公安委員会により安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない
  - ・ 次の違反をして2年以内の者
    - ひき逃げ、妨害運転、飲酒運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、速度違反・積載物制限違反・車両の放置行為等の下命・容認等

## 2 安全運転管理者等の業務について

### 業務

〔道路交通法第74条の3第2項、道路交通法施行規則第9条の10〕

- 安全運転教育
- 運転者の適性等の把握
- 最高速度、過積載、過労運転等の違反行為、その他安全運転に留意した運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交替運転者の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による飲酒、過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの確認と必要な指示
- 運転日誌の備え付けと運転者への記録指示
- 技能、知識、その他安全運転に関する指導

### 道路交通法施行規則の改正（令和3年11月10日施行）

令和3年6月に千葉県八街市で発生した小学生5名が死傷した事故を踏まえ、飲酒運転根絶に向けた取組を強化するため、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を行う業務を新たに追加。

〔改正の概要〕

- 令和4年4月1日施行分
  - ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
  - ・ 上記の確認内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- 令和4年10月1日施行分
  - ・ アルコール検知器を用いて上記の確認を行うこと
  - ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること

### 3 安全運転管理者等に対する講習について

#### 概要

〔道路交通法第74条の3第8項、第108条の2等〕

#### 目的

安全運転管理者等の資質の向上を図るため

#### 頻度

概ね1年に1回

#### 内容

- ・ 自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他安全運転に必要な知識
- ・ 自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能
- ・ 安全運転管理に必要な知識及び技能 等

#### 時間

- ・ 安全運転管理者 : 6時間以上10時間以下
- ・ 副安全運転管理者 : 4時間以上8時間以下

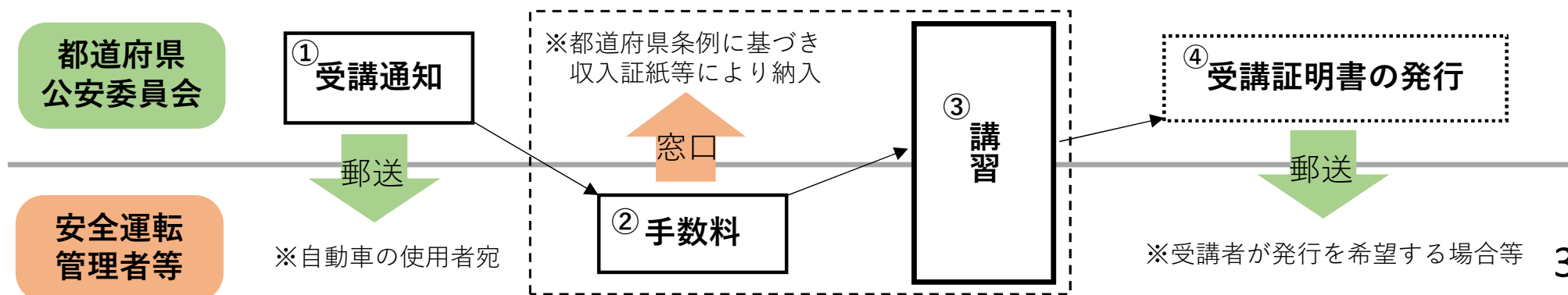
#### 手数料

1時間あたり750円を標準として条例で定める額

- 例) 安全運転管理者 : 4,500円 (講習時間が6時間の場合)  
副安全運転管理者 : 3,000円 (講習時間が4時間の場合)

#### 受講の流れ (イメージ)

※各地区等の会場において、  
【同日】 対面での講義等を実施



# 4 安全運転管理者等に対する講習のオンライン化

## 経緯

- 令和2年4月：  
新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、通常、会議室等における講義方式等で実施されている講習の実施方法について、特例的にインターネットを使用した講義によって代える等の柔軟に対応することも可能であることを都道府県警察に対して明示的に周知。

⇒ 3 県でオンライン講習を開催

### 【栃木県】

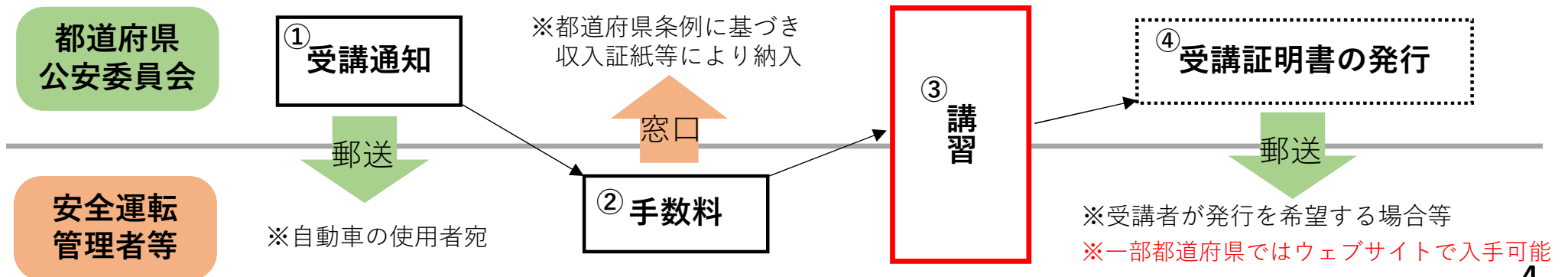
令和2年8月、会場での講習をウェブ会議システムにより配信するオンライン講習を全国で初めて開催。  
〔全講習受講者数：8,378人、オンライン講習受講者数：1,947人、オンライン講習受講率：23.2%〕

- 令和3年8月：  
行政のデジタル化が求められる中、受講者の利便向上にも資するものであることから、インターネットを使用した非対面方式による講習について、地域の実情に応じて引き続き実施することも可能であることを都道府県警察に対して周知。

⇒ 10 県でオンライン講習を開催（令和3年9月末時点）

## 受講の流れ（イメージ）

※会場での講習をインターネットでリアルタイム配信



## 5 現状のPHASE・PHASEを進めるための課題（論点）

### 現状

#### PHASE 2-1①③

PHASE 2 : デジタル原則に適合する手段を可とする

類型 1 ① : オンラインによる講習受講を可とする。

⇒ 事務連絡において、既にオンラインによる講習実施を可能とする旨示している。

類型 1 ③ : 受講票・受講修了書等のデジタル発行を可とする

⇒ 既に一部の県において、オンラインによる受講証明書の発行が可能である。

#### PHASEを進めるための課題（論点）

- (1) 講習のオンライン化に前向きに取り組んでいるとのことだが、実施主体は都道府県公安委員会であり、全国展開に向けたスケジュールを早期に示す必要があるのではないか。また、一部地域でオンライン講習を実施して分かった課題は何か。
- (2) 講習の実施主体である都道府県公安委員会に対し、警察庁として、講習のオンライン化をどのタイミングでどのように後押しする予定か。
- (3) デジタル弱者保護の観点から、オンライン講習の促進を図る一方、対面講習も残置する場合、その基本的な考え方如何。

## 6-1 論点(1)

- (1) 講習のオンライン化に前向きに取り組んでいるとのことだが、実施主体は都道府県公安委員会であり、全国展開に向けたスケジュールを早期に示す必要があるのではないか。また、一部地域でオンライン講習を実施して分かった課題は何か。

### スケジュールについて

- ✓ 警察庁では、講習のオンライン化を含め、各種行政手続に係る各都道府県警察共通のオンラインシステムの構築・運用を目指して、検討を行っており、その中でスケジュールについても調整中
- ✓ 具体的な運用開始スケジュールについては、現時点で対外的に申し上げられる段階にはないが、可能な限り早期の運用開始を目指して予算要求作業等を進めていきたいと考えているところ。

### 課題について

- ✓ 手数料は都道府県の収入証紙により納入させているため、都道府県（知事部局）での検討が必要
- ✓ 事業者側の端末の性能等により、受講中に途切れるなどのトラブルへの対応
- ✓ 受講者が適切に受講しているかどうかなどの受講状況の確認方法



引き続き、警察庁内で対応を検討する。

## 6-2 論点(2)・(3)

(2) 講習の実施主体である都道府県公安委員会に対し、警察庁として、講習のオンライン化をどのタイミングでどのように後押しする予定か。

- ✓ 警察庁として利便性の高いデジタル完結を基本とした本格的なシステムを整備することにより、都道府県警察の参入を促す（スケジュールについては、(1)参照）。

(3) デジタル弱者保護の観点から、オンライン講習の促進を図る一方、対面講習も残置する場合、その基本的な考え方如何。

- ✓ 全ての安全運転管理者等に対して講習を実施し、その資質の向上を不断に図る必要
- ✓ 今後、デジタル完結が基本となった場合でも、受講者の受講環境等に応じ、対面講習を残置することは考えられるもの



オンライン化への対応状況を踏まえ、適切な対応方策について検討する。



# 7 めざすPHASE

## めざすPHASE

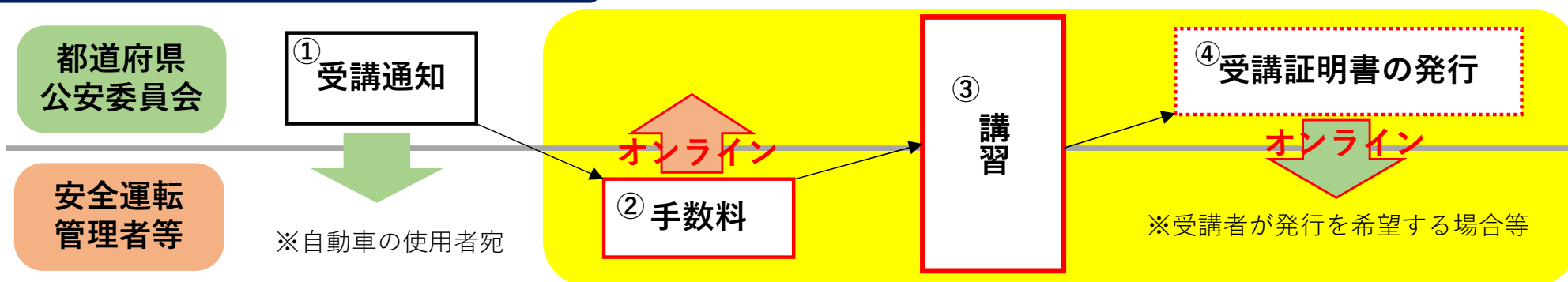
### PHASE 3

PHASE 3 : デジタル完結を基本とする

類型 1 : 申込～受講～受講修了書等発行のデジタル完結を基本とする

⇒ 既に警察庁内でオンライン化の検討を進めており、最終的には申込（手数料納入）から受講証明書発行までをオンラインで完結できることを目指している。実現の時期については現在検討中。

## 受講の流れ（イメージ）



## 期待される効果

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止（非対面）
- ✓ 受講者の利便性向上（移動時間・費用の短縮）
- ✓ 講習事務の効率化につながる可能性

# <参考> 安全運転管理者制度に関するデータ

(年度末時点)

## 【概況】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
安全運転管理者選任事業所数	33万9,068箇所	33万8,636箇所	33万7,721箇所
安全運転管理者数	33万9,068人	33万8,636人	33万7,721人
副安全運転管理者数	7万4,557人	7万3,362人	7万2,223人
管理下運転者数	782万2,339人	769万5,857人	761万2,460人
管理下自動車台数	471万4,960台	469万4,167台	468万6,318台

## 【講習】

		令和2年度	令和元年度	平成30年度
受講対象者数	安全運転管理者	32万4,252人	33万6,984人	33万5,874人
	副安全運転管理者	7万1,394人	7万2,763人	7万1,513人
計		39万5,646人	40万9,747人	40万7,387人
講習受講者数		27万5,500人	40万3,486人	40万1,240人
受講率		69.6%	98.5%	98.5%

※ 安全運転管理者等数については、各年度中の受講対象者の数であるため、各年度末現在の安全運転管理者等の数とは一致しないもの。

# <参考> 安全運転管理者制度に関する条文

## ◎ 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（安全運転管理者等）

- 第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
- 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
  - 3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。
  - 4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。
  - 5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
  - 6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。
  - 7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
  - 8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

（講習）

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

- 一 安全運転管理者等に対する講習
- 二～十四（略）
- 2 （略）
- 3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

（免許等に関する手数料）

第百十二条 都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～十一（略）

十二 第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

※道路交通法施行令は省略

# <参考> 安全運転管理者制度に関する条文

## ◎ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（抄）

（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数）

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

（安全運転管理者等の要件）

第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 二十歳（副安全運転管理者が置かれることとなる場合にあつては、三十歳）以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第七十四条の三第六項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

ロ 法第一百七十七条、法第一百七十七条の二、法第一百七十七条の二の二（第七号及び第十二号を除く。）、法第一百七十七条の三の二、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 二十歳以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に関し一年以上実務の経験を有する者、自動車の運転の経験の期間が三年以上の者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、前項第二号イ及びロのいずれにも該当しないものであること。

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。

二 法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六条の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五条第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。

三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。

四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

六 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

七 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

# <参考> 安全運転管理者制度に関する条文

(電磁的方法による記録)

第九条の十の二 (略)

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

(届出事項等)

第九条の十二 法第七十四条の三第五項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- 三 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の年月日
- 四 安全運転管理者等の氏名及び生年月日
- 五 安全運転管理者等の職務上の地位

第九条の十三 法第七十四条の三第五項の規定による選任の届出は、前条各号に掲げる事項及び自動車の安全な運転の管理に関し参考となる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。この場合において、当該書面には、当該届出に係る安全運転管理者等がそれぞれ第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備える者であることを証するに足りる書類を添付するものとする。

2 法第七十四条の三第五項の規定による解任の届出は、前条各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(講習)

第三十八条 法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習（第十五項において「安全運転管理者等講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他自動車の安全な運転に必要な知識、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能、安全運転管理に必要な知識及び技能等に関し行うこと。
- 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
- 三 講習時間は、一回につき、その講習を受けようとする者に係る自動車の使用の本拠の規模、運転の管理の経験等に応じ、安全運転管理者に対しては六時間以上十時間以下、副安全運転管理者に対しては四時間以上八時間以下とすること。